

(その1)

収支報告書

会計	繰越	検算	転記		○
か	か	金	金		○

令和3年分
開催分

(ふりがな) えぬえいちけいとうきんきしぶ

1 政治団体の名称 NHK党近畿支部

2 主たる事務所の所在地 大阪府堺市堺区甲斐町東6-1-4 朝日プラザ
堺東313号室

3 代表者の氏名 (姓) (名)
丸山 穂高

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
丸山 穂高

事務担当者の氏名 (姓) (名)
丸山 京子

(電話) 070-8458-3478

(電話) _____

(電話) _____

政治団体の区分

政党

政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

政治資金団体

その他の政治団体

その他の政治団体の支部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

有

無

公職の種類 (現職・候補者の別)

資金管理団体の届出をした者の氏名 (姓) (名)

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 (姓) (名)

公職の種類 (現職・候補者の別)

公職の候補者の氏名(2人目) (姓) (名)

公職の種類 (現職・候補者の別)

公職の候補者の氏名(3人目) (姓) (名)

公職の種類 (現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間

令和3年 6月 1日 から

令和3年 10月 14日 まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和3年 5月 17日 から

令和3年 10月 14日 まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)



301475

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	132,081,969
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	132,081,969
支 出 総 額	254,100
翌年への繰越額	131,827,869

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	202,499	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	131,879,427	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	132,081,926	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	132,081,926	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計		0
	1件10万円未満のもの		43
	合 計		43

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
1	田仲 浩子	10,000	R3/6/15	神奈川県横浜市緑区十日市場町870-3	自営業		
2	田仲 浩子	30,000	R3/7/19	神奈川県横浜市緑区十日市場町870-3	自営業		
3	田仲 浩子	30,000	R3/8/25	神奈川県横浜市緑区十日市場町870-3	自営業		
4	田仲 浩子	30,000	R3/9/24	神奈川県横浜市緑区十日市場町870-3	自営業		
5	(小計)	100,000					
6	谷田 明日香	50,000	R3/9/9	鳥取県東伯郡琴浦町徳万95-5	公務員		
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
	この頁の小計	150,000					

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
16							
	こ の 頁 の 小 計	0					
	そ の 他 の 寄 附	52,499					
	合 計	202,499					

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
1	穂高会	39,794,447	R3/5/31	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館910号室	丸山穂高		
2	NHKから国民を守る党近畿支部	75,815,812	R3/6/2	大阪府堺市堺区甲斐町東6-1-4 朝 日プラザ堺東313号室	丸山穂高		
3	嵐の党	6,100,938	R3/7/20	千葉県船橋市本町1-11-29-101	立花孝志		
4	NHKと裁判してる党弁護士法 72条違反で	6,100,938	R3/10/20	千葉県船橋市本町1-11-29-101	立花孝志		
5	NHKと裁判してる党弁護士法 72条違反で	4,067,292	R3/12/20	千葉県船橋市本町1-11-29-101	立花孝志		
6	(小計)	16,269,168					
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
	この頁の小計	131,879,427					

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
16						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 寄 附	0				
	合 計	131,879,427				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	0	
(4) 事 務 所 費	254, 100	0	
小 計	254, 100	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	0	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	0	0	
合 計	254, 100		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	家賃	36,300	R3/6/30	浅田清美	大阪府大阪狭山市茱萸木1-11-3	
2	家賃	36,300	R3/7/30	浅田清美	大阪府大阪狭山市茱萸木1-11-3	
3	家賃	36,300	R3/8/31	浅田清美	大阪府大阪狭山市茱萸木1-11-3	
4	家賃	36,300	R3/9/30	浅田清美	大阪府大阪狭山市茱萸木1-11-3	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	145,200				
	その他の支出	0				
	合 計	145,200				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年 1月 18日

政治団体の名称 NHK党近畿支部

会計責任者の氏名 丸山 穂高

代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

政治資金監査報告書

令和4年1月18日

NHK党近畿支部

代表 丸山 穂高 殿

登録政治資金監査人

登録番号 第5565号

成田 ともひ



研修修了年月日 令和元年5月22日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、NHK党近畿支部の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、NHK党近畿支部の主たる事務所では作業スペース等の関係で円滑な政治資金監査の実施が困難であることから、政治資金監査の効率的な実施のため、登録政治資金監査人の所属事務所(東京都千代田区永田町1丁目11番28号 合人社東京永田ビル6階)において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、領収書を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

NHK 党近畿支部と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、NHK 党近畿支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上